

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2023.1.20 vol.109

1 年頭所感

どの贈与制度を使うと節税になるのか？

2 相続税の生前贈与加算は7年へ！ 相続時精算課税制度に110万円の控除が可能に！！

3 相続放棄という選択肢

◆ 「相続アドバイザーのつぶやき通心」

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。

《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所

福井県福井市江守中2丁目1312番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



1 年頭所感

Writer 相続診断士／CFP 蒲 幸恵

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い致します。
2008年から相伝を発行し15年目を迎える年となります。ご購入いただける皆様がい
くださり継続することができ感謝しております。スタッフ一同お礼申し上げます。
本年も引き続き相続関係の良い情報を皆様にお届けしたいと考えておりますので、よろ
しくお願いいたします。

私達は、“ほっとする相続”というミッションを掲げ、相続に関するお客様の困りごと
に寄り添い続けております。私達、相続手続きお悩み解決センターが目指す姿=志は、
お客様の想いに寄り添った対応、ずっと頼れる身近な場所です。

2023年相続手続きお悩み解決センターは、『DEEP 深める』をテーマに進みます。

3年くらいかけてほっとする相続を深めていきたいと思ひます。

① チームでお客様をサポートする

1人の担当者だけに偏らず、お客様の課題点等をチームサポートできる体制を目指しま
す。チームでお客様のことを深く考える。お客様にもっと喜んでいただける取り組みは
何かを具体的に実行していきます。また専門家や業者様との提携も引き続き取り組みま
す。勉強会や情報交換を行いチームでお客様をサポートする体制を整えます。

② 相続生前対策

相続が起きてからの対策はできません。家族への想いを遺す遺言や贈与対策、不動産や
保険を使った対策などの生前にできる対策は引き続きご提案します。ご家族の状況をお
聞きした上で安心した相続の準備をご提供いたします。生前対策の際には次世代の方の
同席をしていただけますと、相続準備をよりしっかりとしていけると考えます。

③ 発信力強化

相続のホームページをリニューアルいたします。私たちの仕事をより具体的に知ってい
ただきたく、また時流に合った形で私たちの想いをお伝えしたいと考えています。グラ
ンドオープンは4月頃を予定しておりますのでお楽しみにお待ちください。

最後に、2023年（令和5年）は兔年です。

兔（うさぎ）は穏やかで温厚な性質ということで『家内安全』。また跳躍する姿から『飛
躍』や『向上』を象徴するものとして、新しいことに『挑戦』するのに最適な年だとも
いわれています。私たちも未来に向かって今年もいろんな挑戦をして参ります。

皆さまにとって幸多き1年でありますようにお祈りいたします。引き続き上坂会計グル
ープ 相続手続きお悩み解決センターを何卒よろしくお願い致します。



どの贈与制度を使うと節税になるのか？

相続税の生前贈与加算は 7 年へ！

相続時精算課税制度に 110 万円の控除が可能に！！

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

※今回、少しわかりにくいかもしれませんが。その場合は、弊社担当に気軽にお聞きください。

前年の相伝第 105 号、108 号でも書いていました、贈与税の 110 万円の控除の改正が決まりました。(年末に発表される税制大綱での発表です。まだ、国会承認の前ですが、例年、税制大綱で発表されたものはそのまま承認されます。)

結果は、第 108 号で書いた

「今後、相続加算の期間がポイントになってくるのかな？と思います。」

というのが、改正の内容です。

■相続税の生前贈与加算は 7 年へ

現在、相続税には、生前贈与加算制度というものがあります。これは、生前に贈与した 3 年分は、相続財産に加算して相続税を再計算するというものです。我々は、これを持ち戻し計算と呼んでいます。

つまり、亡くなる前の 3 年間で相続人に贈与したものは、すべて、亡くなった方の財産にプラスして、相続税を計算しますというものです。

簡単に書くと、亡くなる前の 3 年間で贈与した分は、贈与はなかったものとなるということですね。

この 3 年間で、今回の改正で 7 年間になりました。2024 年(令和 6 年) 贈与分から 7 年対象になります。よって、完全 7 年になるのは、2031 年(令和 13 年)の相続からですね。

この改正は、節税の王道である、過去の相続税率と贈与税率を使つての策が、封じ込まれたのではないのですが、かなり使いにくくなりました。

ただ、課税庁としては、もっと超長期にして課税したかったのです。が、贈与税の課税漏れがあっても、贈与税の時効は 7 年なので贈与税課税処分はできず、相続税の課税もできないから、今回 7 年になったのだと思います。

ちなみに基礎控除 110 万円の暦年課税贈与制度は残りました。

そして、今回、もう 1 つ大きな改正がありました。

それは、相続時精算課税制度です。

■相続時精算課税制度に110万円の控除が可能に！！

贈与税には、基礎控除110万円の暦年課税贈与制度とは別に、選択制の相続時精算課税制度というものがあります。

これは、累積2,500万円の特別控除の範囲までは贈与税非課税で、超えると20%の課税がおきるという制度です。つまり、2,500万円を超えた贈与に関しては、超えた分の金額の多寡にかかわらず20%課税になります。

たとえば、評価80万円の絵画をもらえば、贈与税申告が必要です。暦年課税であれば、基礎控除110万円以内なので贈与税課税なし。

相続時精算課税で2,500万円の特別控除を使い切った後の状態であれば、80万円の20%の贈与税課税。すなわち16万円が贈与税となります。

今回の改正で、110万円控除後を相続時精算課税贈与の対象にすることになりました。よって、上記の例で言うと、80万円は110万円以下なので、贈与税はかからなくなるのです。

■今までの節税が変わる！？

上記の改正を考えると、相続時精算課税制度を選択さえすれば、相続開始直前でも年間110万円までの贈与は持ち戻しされないことを意味します。

そうすると、単純に考えると贈与を受ける人（受贈者）が

1. 相続人であれば相続時精算課税の選択
 2. 相続人以外であれば暦年課税のまま
- という選択をすることになります。2は、相続人以外であれば、持ち戻し計算はおきないからです。

というようなことが、今回の改正でおきます。

つまり、贈与税の制度をよりしっかりと理解し、贈与を受ける人がどういう立場なのかを考えて贈与を設計していく必要があるということです。

最初にも書きましたが、わからないな～と思われる方は、弊社担当に気軽にご相談ください。



3 相続放棄という選択肢

Writer 相続アドバイザー 山口 泰道

弊社へ相続のご相談に来られる方の中で近年増加している案件の一つに相続放棄があります。

相続放棄と聞いて真っ先に思い浮かぶ代表例に、亡くなられた方に多額の債務が発生しているケースがあるかと思えます。借金が残っていることが相続人もわかっており、どう考えても返していくことが不可能である場合には、相続放棄を実行することになります。

以前であれば、相続放棄を検討する際にはこの理由が最も多い印象でしたが、ここ数年は本当に様々な理由から相続放棄を選択肢に入れる方が増えてきています。

- ・相続人となる者同士の関係性が良くないため、相続放棄をして話し合いの場から外れてしまいたい。
- ・被相続人とは長く連絡も取らず、別で暮らしていたため、生前にもしかすると債務が発生しているかもしれない。(詳しいことが全くわからない)
- ・一度も会ったことのない相続人の存在が発覚し、相続のためだけに連絡を取ることはしたくない。
- ・山や畑、田んぼなどの不動産が多く、自分たちは都心部や海外で生活しているため管理していくことは到底できそうにない。

上記は一例ですが、相続人である方々の生活環境が多様化していたり、相続人同士の関係性が希薄化している背景が、相続放棄の検討にも繋がっているように思います。

相続放棄をするためには、亡くなったことを知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所へ必要書類を準備して申請することになります。

3ヵ月という期間は設けられていますが、この間に相続放棄の要否を検討するために財産を把握していったり、必要書類である戸籍謄本や住民票を準備したり、申述書を書いたりしなければならず、あっという間に期限の3ヵ月をむかえてしまいます。

そのため、相続放棄は事前準備が重要なポイントにもなってきます。

万が一、相続が発生した場合に相続人は誰になるのか。大まかな財産は何がいくら程あるのか。必要書類は何があるのか。などを調べておくだけでも、相続放棄の手続きを非常にスムーズに進めていくことができます。

相続放棄は今や珍しいことではなく、後々のことを考えると放棄をしておいてよかったとおっしゃられる方も多くいらっしゃいます。

代々引き継いでいくという流れもちろん大切ですが、場合によっては自分の代で引き継がないで置くという選択も有効な時があります。

なかなかお一人では難しい判断になることもあるので、弊社へ一度ご相談いただければと思います。



* 相続アドバイザーのつばやき通心 *

3年ぶりに研修旅行に行ってきました！

昨年11月に、コロナ禍で行けずにいた上坂会計グループの研修旅行に3年ぶりに行ってきました。長野～埼玉～神奈川への2泊3日バスの旅です。今回の旅のテーマは、「過去・現在・未来を体験しよう」

～過去、日本を創ってきた歴史と偉人に触れ、地球のこと、未来のことを考えよう～

<1日目>善光寺、松代大本営「象山地下壕」

最初の目的地は善光寺。ご縁を結ぶと言われる「極楽の錠前」を探るためご本尊の真下にある真っ暗な通路を恐る恐る進み、予想以上の暗さから出口へ向かうのに必死で肝心の錠前のことはすっかり忘れて出てきてしまいました…。象山地下壕では、ガイドさんの話や実際に見ることで戦禍の日本の状況やここでの過酷な労働状況を想像し、現代に生まれたことへの幸福感と先人への感謝の思いが込み上げました。



<2日目>渋沢栄一記念館、安岡正篤記念館、石坂産業株式会社様の視察

渋沢栄一記念館では、渋沢栄一のアンドロイドの講義を聴きました。声も残されていた肉声を基に再現されており動きもとてもリアル！目が合うと一瞬ゾクッとします。

安岡正篤記念館では、安岡氏の歴史をなぞりながら日本への影響力の大きさと偉大さを感じました。石坂産業さんは、SDGsに繋がる事業をずっと昔からやっている産廃処理などを行っている会社です。里山再生にも取り組まれていて、そこで取れたオーガニック野菜などのBBQと講義を受けました。ごみをごみで終わらせない「循環」を講義や目にした様々なところで感じ、地球や未来のために自分の行動も変えていかなくてはと刺激になりました。



<3日目>芦ノ湖での遊覧船乗船

最終日はお天気にも恵まれ心地よい遊覧船でした。



3年ぶりの研修旅行ということで初参加の人も多く、普段あまり話す機会のない先輩後輩たちともたくさん話ができたのが良かったという感想も多くあがっていました。新人さんたちが作ってくれた力作の『旅のしおり』も、旅先の情報などがたくさん調べてあり大好評！！テーマどおり「過去・現在・未来」を体験できた素敵な旅でした。

お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

弁護士の有資格者、相続関連提携先を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



0 1 2 0 - 9 3 9 - 2 4 3



私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 500 社を超える会計事務所を母体
にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)